事 務 連 絡 令和 2 年 8 月 19 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会事業部

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて今般、建設業者1社に対して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため の消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に基づき、同法第3 条第1号後段(買いたたき)の規定に違反する行為があったとして、同法第6条 第1項に基づく勧告がなされたとの事務連絡を国土交通省より受けました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますとともに、建設工事の請負契約における消費税の円滑かつ適正な転嫁について注意喚起を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

以上

【添付資料】

・消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

(担当) 事業部 山長 (ヤマナガ)
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp